

様式第15号（日本工業規格A4）
（記入例）
（第21条関係）

廃止日から二週間以内の届出
が義務づけられています。

（ハ）肥料販売業務廃止届出書

令和◇年◇◇月◇◇日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県秋田市××町××
水田総合利用 株式会社
代表取締役 水田 次郎

肥料販売業務開始届出を記載
します。
届出日が不明な場合は、開始届出
の提出先（水田総合利用課または
地域振興局農林部農業振興普及課）
までお問い合わせ下さい。

さきに元号○○年○○月○○日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を元号▽▽年▽▽月▽▽日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。